

群馬県前橋市 商業施策ガイド

目次	補助制度	...2~5
	経営支援	...5
	広場、ホールの貸出	...5

お問い合わせ

前橋市 産業経済部にぎわい商業課 商業振興係

〒371-0023

群馬県前橋市本町二丁目12番1号
(前橋プラザ元気21 1階)

TEL (027) 210-2273 FAX (027) 237-0770

前橋市 産業経済部にぎわい商業課 まちなか再生室

〒371-0022

群馬県前橋市千代田町二丁目8番12号

TEL (027) 230-8866 FAX (027) 237-0783

前橋市

事業者、商店街等への支援メニュー

▶ 各支援メニューについての詳細は、
表紙にあるにぎわい商業課 商業振興係 又は まちなか
再生室までお問合せください。

事

事業者が利用可能

商

商店街団体等が利用可能

中心

中心市街地に限定

事前

事業実施前に申請が必要

県

県との協調補助

国

国の上乗せ補助

補助制度

1 商店街街路灯電気料補助金【商業振興係】 商

商店街団体等が管理している街路灯等の維持管理に要する経費の一部を補助します。

◇補助対象経費: 街路灯等の維持管理に要する経費(電気料)

※原則として、平成26年9月使用分の電気料金に12を乗じて算出します。

◇補助金額: 対象経費の30%以内

2 商店街リフレッシュ(新設)事業補助金【商業振興係】 商 事前 県

商店街団体等が新たに施設整備を行う際に係る経費の一部を補助します。

※既存施設の補修は対象外です。

※県との協調補助のため、平成26年度の群馬県商店街活性化支援事業費補助金の補助対象として採択されることが必要です。

◇補助対象経費: 工事費(街路灯、公共用道路カラー舗装、アーケード等便利供与共同施設、街なか案内看板、街路樹、花壇、共同トイレ、店舗外観統一改装、ポイントカード設備等)

◇補助金額: 対象経費の1/2以内(上限1,000万円)

※ただし、街路灯については、1基当たり補助限度額を次のとおりとします。

- ・従来型新設(水銀灯等): 6万円
- ・既設街路灯の省電力化改修(LED等): 6万円
- ・省電力型新設(LED等): 16万円

3 商店街まちづくり事業補助金【商業振興係】 商 事前 国

商店街団体等が管理している街路灯及びアーケードの省エネ化(LED電球等への交換など)に係る経費の一部を補助します。

◇補助対象経費: 工事費(既設街路灯の省電力化改修に要する経費)等

※中小企業庁の商店街まちづくり事業に採択されることが必要となります。補助対象経費も同様です。

※消費税分は対象外です。

◇補助金額: 対象経費の1/12以内(上限200万円)

4 商店街街路灯等省エネ化改修事業補助金【商業振興係】 商 事前

商店街団体等が管理している街路灯及びアーケードの省エネ化(LED電球等への交換など)に係る経費の一部を補助します。

◇補助対象経費: 工事費(既設街路灯の省電力化改修に要する経費)等

◇補助金額: 対象経費の40%以内(上限500万円)

※ただし、1基(街路灯1本)及び1灯(電球1個)当たり補助限度額を次のとおりとします。

- ・1基(新設): 8万円
- ・1灯(改修): 3万円

※街路灯の省エネ化(LED電球等への交換など)について、2~4を併用することはできません。

5 商店街リフレッシュ事業(補修)補助金【商業振興係】

商 事前

商店街団体等が行う既存施設の整備事業で、緊急を要すると判断される事業に係る経費の一部を補助します。

◇補助対象経費: 既存施設の補修工事に係る費用(街路灯の塗装、公共用道路カラー舗装、アーケードその他顧客への便利供与共同施設、街なか案内看板、花壇等)

◇補助金額: 対象経費の1/3以内(上限50万円)

6 いきいき・にぎわい商店街支援事業補助金【商業振興係】

商 事前

商店街団体等が行うイベントやホームページ等の作成に係る経費の一部を補助します。

◇補助対象事業: 事業費、外部専門家等への謝礼及び旅費、委託費等

◇補助金額: 対象経費から差し引くべき収入額を除いた金額の1/2以内(上限20万円)

※差し引くべき収入額とは、イベントに伴う売上げ収入等を指します。

7 買い物弱者対策支援事業補助金【商業振興係】

商 事 事前 県

日常の買い物が困難又は不便な地域における買い物の利便性の向上を図る事業(店舗設置・改修、宅配・買い物代行、移動販売、買い物送迎等)に係る経費の一部を補助します。

◇補助対象経費: 施設及び機器等使用料、通信運搬費、広告宣伝費、車両改造費等

※自動車購入費は対象外です。

◇補助金額: 対象経費の1/2以内(上限100万円)

※ただし、群馬県買い物弱者支援商業モデル事業補助金の交付を受ける事業は、対象経費の2/3以内(上限200万円)の補助金を交付します。

8 商店街買い物促進支援事業補助金【商業振興係】

商 事前

地元商店街での買い物を促進させるために商店街団体等が取り組む事業(各種感謝・還元セール、ポイントカード、訪問販売・インターネット販売等)に係る経費の一部を補助します。

◇補助対象経費: 施設及び機器等使用料、通信運搬費、広告宣伝費等

◇補助金額: 対象経費の1/2以内(上限20万円)

9 魅力あふれる商店街づくり事業補助金【まちなか再生室】

商 事前 県

中心市街地において、商店街団体等が商店街の活性化のために実施するソフト事業(イベント開催、商店街マネジメント事業、人材育成事業等)に係る経費の一部を補助します。

※県との協調補助のため、平成26年度の群馬県商店街活性化支援事業費補助金の補助対象として採択されることが必要です。

◇補助対象経費: 専門家謝金及び旅費、施設及び機器等使用料、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、施設改装費、簡易施設新設費、施設及び空き地賃借料

◇補助金額: 対象経費の2/3以内

10 人材スキルアップ補助金【産業政策課】

商 事

中小企業が行う人材育成に要する費用の一部を補助します。

◇補助対象経費: ①社内研修に要した費用(社外講師謝礼及び会場使用料)

②各種セミナー・技術講習会の受講料

③生産性向上のために取得した資格に係る試験受験料

※費用については、企業が負担したものに限り、(個人負担分は対象外です。)

◇補助金額: 補助対象経費の50%以内(補助上限10万円)

◇受付期間: 平成27年1月5日～1月30日

※本補助金の受付窓口は産業政策課(市庁舎内、027-898-6983)となります。

11 まちなか店舗開店支援事業補助金【まちなか再生室】

事 中心

中心市街地の空き店舗(直前店舗の退去日から概ね3ヶ月以上が経過しているものに限ります)を利用して、小売業、飲食業、サービス業等の店舗を新規に出店し、審査に合格のうえ、3年以上継続して営業する店舗を対象に、改装費の一部を補助します。

※出店場所が、市が指定する対象区域内であることが必要です。

※夜間のみ営業の場合は対象外です。

◇補助対象経費: 店舗の改装工事に係る費用(内装、外装、空調、水回り設備工事等)

※備品・機材購入費は対象外です。

◇補助金額: 対象経費の1/2以内(上限金額は下表を参照)

	店舗床面積	出店区域	
		活性化区域	重点区域
補助 上限 金額	150㎡未満	125万円	200万円
	150㎡以上250㎡未満	250万円	375万円
	250㎡以上	350万円	500万円

12 中心市街地オフィス開業支援事業補助金【まちなか再生室】

事 中心 事前

中心市街地の空き店舗や空きオフィス(直前事業者の退去日から3ヶ月以上が経過しているものに限ります)にオフィスを開業し、現地調査などの審査に合格のうえ、5年以上事業を行う事業者に対して、経費の一部を補助します。

※開業場所が、市が指定する対象区域内であることが必要です。

※補助制度11の対象とする業種や信用保証協会の保証対象外業種などの業種等は除きます。

◇補助対象経費: 改修工事等に要する費用に加えて雇用奨励費、人材育成・教育研修費

◇補助金額: 改修工事等に要する費用の1/2以内と新規正規雇用者数に20万円を乗じた額の合計額(上限金額は下表を参照)

面積区分	補助上限金額
150㎡未満	150万円
150㎡以上300㎡未満	300万円
300㎡以上450㎡未満	500万円
450㎡以上600㎡未満	700万円
600㎡以上	1,000万円

13 まちなか社会起業等支援事業補助金【まちなか再生室】

中心

中心市街地の空き店舗を有効活用し、中心市街地の活性化のために行う活動や、社会課題の解決のために事業を実施する非営利団体を支援します。

※実施場所が、市が指定する対象区域内であることが必要です。

◇補助対象経費: ①空き店舗等の改装工事に係る費用(内装、外装、空調、水回り設備工事等)

※備品・機材購入費は対象外です。

②運営費(賃貸料、光熱水費、通信費)

③事業活動費(広告宣伝費、印刷製本費、材料費、外部専門家への謝金)

◇補助金額: 対象経費の2/3以内(上限金額200万円)

※ただし、③については10万円を上限とします。

14 まちなか活力創出支援事業補助金【まちなか再生室】

中心

事前

中心市街地の広場等を活用し、自主的な文化・芸術イベント等を実施する前橋市民3人以上を含む構成員5人以上の市民団体等を支援します。

◇補助対象経費: 専門家謝金及び旅費、施設及び機器等使用料、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、業務委託費

◇補助金額: 対象経費の1/2以内(区分、上限金額は下表を参照)

区分	条件	補助率	上限金額
ア: 事業初期支援 (まち活エントリー)	まちなかイベントを実施しようとする者で、活性化事業を年間2日以上実施する者	1/2以内	10万円
イ: 事業拡充支援 (まち活チャレンジ)	過去に1年以上の活動実績があり、新たな事業展開を目指す者で、活性化事業を年間3日以上実施する者		20万円
ウ: 事業継続支援 (まち活マスター)	過去に2年以上の活動実績があり、より大きな活性化を目指す者で、活性化事業を年間4日以上実施する者		30万円

経営支援

1 新入社員研修会【商業振興係】

前橋市内の中小企業を対象として、新入社員研修会を開催しています。

※平成26年度は、4月3日・4日に実施済みです。

2 経営相談事業【商業振興係】

市内の中小企業を対象として、一般社団法人群馬県中小企業診断士協会の協力のもと、経営相談事業を実施しています。

◇相談料: 初回無料(継続して相談される場合は、2回目からは有料となります。)

※完全予約制です。

広場、ホールの貸出

にぎわい商業課が管理する下記のホール、広場を貸し出しています。ぜひご利用ください。

名称	所在地	貸付面積	備考
①中央イベント広場	前橋市千代田町二丁目8-21ほか	約600㎡	人工芝敷、ステージ有、椅子100脚
②Qのひろば	前橋市千代田町五丁目9-1	約600㎡	アスファルト敷、ステージ有(屋根付)、椅子100脚
③もてなし広場	前橋市千代田町10-18ほか	約300㎡	
④にぎわいホール	前橋市本町二丁目12-1 前橋プラザ元気21 1階	約514㎡	椅子、テーブル、OA機器等の附属設備有

お問合せ等につきましては、①～③はまちなか再生室、④は商業振興係にご連絡ください。



前橋市の商業施策に関する情報や申請書のダウンロード等、
詳しくは前橋市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/>



◇ 商業施策の補助金情報などが掲載されているページへはこちらから

掲載場所: ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>中心市街地・商店街>補助金案内

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/338/344/index.html>



◇ 中心市街地、広場の情報などが掲載されている前橋市のページへはこちらから

掲載場所: ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>中心市街地・商店街>まちなか情報

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/338/339/index.html>



◇ にぎわいホールの情報などが掲載されている前橋市のページへはこちらから

掲載場所: ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>中心市街地・商店街>

前橋プラザ 元気21活用推進>前橋プラザ元気21施設案内

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/338/345/p002588.html>



前橋市